

審査基準整理票

処分名	公共栈橋の使用の許可		
根拠法令名	大津市公共栈橋条例 (平成17年条例第97号)		(条項) 第4条第1項
基準法令名	大津市公共栈橋条例 (平成17年条例第97号) 大津市暴力団排除条例 (平成23年条例第141号)		(条項) 第3条 第4条第2項 第8条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>公共栈橋の使用の許可は、大津市公共栈橋条例（以下「公共栈橋条例」という。）第4条第2項に掲げる不許可事由及び大津市暴力団排除条例第8条に規定する当該使用が暴力団に利するときに該当しないことを基準とする。</p> <p>なお、公共栈橋条例第4条第2項第2号に規定する栈橋の管理上支障があるときとは、同条例第3条に掲げる行為をするおそれがあると認められるときとする。</p>			

【根拠法令】

大津市公共棧橋条例

(使用の許可)

第4条 棧橋に船舶を係留しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

【基準法例】

大津市公共棧橋条例

(行為の禁止)

第3条 何人も、棧橋においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 棧橋の施設又は設備を汚損し、又はき損すること。
- (2) 貨物その他の物件を放置すること。
- (3) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (4) 魚釣りをすること。
- (5) その他棧橋の管理上支障があると認められる行為であって、規則で定めるものをする
こと。

(使用の許可)

第4条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 棧橋の管理上支障があるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。